

# 山城国葛野郡班田図に描かれた古代景観 — 加筆内容をめぐって —

渡 邊 秀 一

## 〔抄 録〕

近年、古地図（絵図）を通して製作者あるいは同時代の人々の空間認識を分析・考察する研究が進んでいる。既存の古地図研究にもこの新動向が準備した分析視覚を導入していくが必要になっている。そこで、本稿では、「山城国葛野郡班田図」の加筆内容に注目して基図とのずれを検討し、加筆者の基図理解と空間認識について考察した。その結果、加筆者は基図上の記載にランドマークを見出すことができず、基図上の桂川と加筆当時の桂川とを同一視して新たな情報を加筆したことが明らかになった。また、加筆か否かの判断が保留されてきた同班田図中の「檀林寺」の記載についても、従来から注目されていた加筆文字だけではなく朱線と文字の関係に注目することで、「檀林寺」の墨書文字は加筆以前からの記事である可能性が極めて高いことが明らかになった。

**キーワード** 古地図、「山城国葛野郡班田図」、空間認識、嵯峨野

## I はじめに

絵図あるいは古地図（以下では便宜的に表記を古地図で統一する）を検討材料にした研究が、歴史地理学のみならず、日本史学をも含めて活況を呈している<sup>(1)</sup>。古地図研究そのものには長い歴史があり、その間の研究動向を踏まえて応地利明は古地図研究の視角には地図発達史的研究、歴史景観の復原資料としての古地図利用、古地図をテキストとして読み解く研究の3つがあると述べ<sup>(2)</sup>、また金田章裕は古地図を書誌学的あるいは史料学的に研究する視角、古地図を資料として実態への接近を試みる研究視角、古地図の精度や表現方法などの解明を目指す地図学的視角、古地図をテキストとして表現内容とその構造の解読を目指す視角の4点があることを指摘している<sup>(3)</sup>。現在の古地図研究の活況は古地図研究に新しい地平を開いた最後の動向、すなわち古地図をテキストとしてその解読を試みるという新しい古地図研究の成果とその刺激によるものであるとあってよいであろう。

古地図をテキストとして読み解く流れは地図を空間イメージを可視化したものとみなすところからその出発点があり、地図上に表現する景観要素の選択とその形状・配列などを手がかりとして、事実としての景観と地図上の認識された景観とを分けて考えている。この事実としての景観と認識された景観とを分けるという態度は、既往の研究視角の中でもとくに古地図を資料として利用する景観復原の分野に大きな影響を及ぼすと考えられる。そこで本稿では古代嵯峨野の景観復原に利用されてきた「山城国葛野郡班田図」<sup>(4)</sup>（以下、葛野郡班田図とする）を例に、事実としての景観と班田図に描かれた認識された景観の齟齬に注目して、地図製作者の空間認識や地図理解について検討していく。

葛野郡班田図の成立は828（天長5）年のことで、山城国葛野郡一条に属するA（小倉里）・B（社里）・E（櫛原西里）・F（大井里）、同二条に属するH（大山田里）・G（小山田里）・I（櫛原里）・C（小社里）・D里の9里を描いている。このうち、A・B・E・Hの4里分には「嵯峨庄田」の記載があり、またA・B・D・E・Gの5里分には明らかな加筆がある。後者の加筆については延喜年間から延長6年（901～928年）の間に加筆され、1101（康和1）年<sup>(5)</sup>に伝写されたとする考え方と1101（康和1）年に加筆・書写されたという二つの考え方がある。加筆時期がどちらであったにせよ、基図となった828（天長5）年班田図記載の空間情報を加筆者がどのように読み取り、どのようにして新たな空間情報を加筆したのかという点が本稿の検討課題である。

## II 葛野郡班田図をめぐる諸研究と成果

現在、伝存する田図あるいは古代荘園絵図として知られているのは葛野郡班田図を含めて30舗余りに過ぎない<sup>(6)</sup>。古代荘園絵図の多くがそうであるように、葛野郡班田図も古代村落研究や条里プランの復原に利用されてきた。古代村落研究としては岸俊男<sup>(7)</sup>、虎尾俊哉<sup>(8)</sup>、宮本救<sup>(9)</sup>、小林昌二<sup>(10)</sup>、高重進らの論考が、条里研究には福山敏男<sup>(11)</sup>、金田章裕などの論考があり、また葛野郡班田図の書誌的研究は宮本救<sup>(14)</sup>、西山良平<sup>(15)</sup>、山口英男らによって進められてきた。こうした先学の諸成果の中から本稿と関わる点のみを、既述の点を除いて整理すると以下ようになる。

- ① 基図としての天長5年班田図に記載された条里は9里（A～I里）で、A・B・E・G・H・Iの6里は西に約16度傾いているが、これは828（天長5）年以前に微地形条件に合わせて修正された結果である<sup>(17)</sup>。
- ② 葛野郡班田図に記載された耕作地の開発状況は嵯峨天皇領に起源をもつと思われる嵯峨庄の開発に由来し、その開発は828（天長5）年以前の約30年間に限定することができる<sup>(18)</sup>。
- ③ 班田図中で明らかに加筆と判断できるものに朱筆の線と墨書文字とがある。このうち、朱線には栖霞寺路・檀林寺路と注記された2本の直線、栖霞寺から南へ引かれた直線、

A里の曲線、そしてA・B里にまたがって栖霞寺域を囲い込む線があり、3本の直線は道路であると考えられる<sup>(19)</sup>。また、栖霞寺から南へ引かれた直線は、現清涼寺山門前から南の渡月橋に向かって伸びる街路に相当すると考えられている。

- ④ 墨書された加筆文字には、既述の栖霞寺路 (B里1・6坪)・檀林寺路 (B里19・24坪) という注記のほか、栖霞寺 (A里32・33坪、B里4・5坪)・宇智内親王御墓 (B里13坪) の二つと異筆による田積記載 (A里15・19・20・30坪、G里28・34坪)、および源俊 (D里35坪) という僧名らしき記載がある<sup>(20)</sup>。
- ⑤ 基図に記載されていたと考えられる情報に栗原寺 (A里8坪) がある。栗原寺については一切不明であるが、その寺地は観空寺に継承されたと考えられる<sup>(21)</sup>。
- ⑥ 班田図中に記載された檀林寺 (B里27・28・33・34坪) の文字は加筆か否かの判断が困難である<sup>(22)</sup>。
- ⑦ 加筆された朱線・墨書文字の多くがA・B里に集中し、嵯峨天皇 (上皇) との関わりを強く示唆する内容になっている<sup>(23)</sup>。

葛野郡班田図への関心は田積など基図に記載された文字情報に注がれ、数多くの古代村落研究となって実を結び、条里プランの復原も基図の情報に依拠して行われている。しかし、条里の現地比定や古代景観図の作成となると栖霞寺 (現、清涼寺) などの加筆記事に依存しているのが実情であろう。加筆記事については書写あるいは伝写の時期を特定する史料として検討されてきたものの、加筆記事そのものの信頼性という点は十分に検討されていない。もちろん栖霞寺や朱書された道路の存在を否定しようというのではない。加筆が基図上に正しく行われたのかどうかという点の検討が欠落しているため史料的信頼性に疑問が残っているということであり、班田図中の加筆そのままに現地比定が行われ、あるいは景観図が作成されている点が危惧されるのである。

### III 葛野郡班田図の現地比定

#### 1) 現行復原 (比定) 図の疑問点

第1図は、現行の復原図を参考に、以下の4点に基づいて2500分の1地図上に、加筆が集中するA里 (小倉里)・B里 (社里)・E里 (櫛原西里) の条里を示したものである。

ア) 清涼寺が班田図の栖霞寺の位置に当たるものとする。

イ) 清涼寺山門前の東西街路 (第1図、X—X') を班田図の栖霞寺路とみなす。

ウ) 班田図の栖霞寺路とそれが通るB里4・5坪南界線との距離から清涼寺山門前東西街路より約30m南に東西方向の坪界線を置き、これを東西方向の坪界線の基準線とする。

エ) 清涼寺山門前から渡月橋に向かう街路を南北方向の坪界線の基準線とする。

第1図によると、班田図の栖霞寺とE里28・29坪の「川」(桂川) とは南北9坪分の隔たり



第1図 現行復原図に基づく葛野郡条理の現地比定

があり、それが現清凉寺と大堰川北詰渡月橋間の距離にほぼ一致すること、観空寺（栗原寺址）が班田図と同じA里8坪に位置すること、その観空寺（栗原寺址）と清凉寺（旧栖霞寺）は南北3坪分の距離を隔てて班田図の記載と一致することなど、幾つかの重要な点で復原結果と班田図の記載が一致している。しかし、班田図の記載と一致しない点も以下のように幾つかある。

- ① 班田図A里2・3坪は「野山」と記載されているが、第1図を見る限り「山」というほうがふさわしい。
- ② 班田図E里13坪の「川」が亀山東麓に入り込んでいる。桂川（大堰川）が亀山と嵐山にはさま

れた狹隘部から京都盆地に流れ出る地点でのこのような流路は不自然であると思われる。

- ③ 班田図のB里12坪に記載された宇智内親王御墓は栖霞寺より一つ南の坪の列に位置するが、第1図では清涼寺の寺域と有智子内親王墓（宇智内親王御墓<sup>20</sup>）とは同じ坪の列に入り、班田図の記載と一致しない。
- ④ 観空寺と有智子内親王墓の距離は南北5坪分になるが、班田図では南北6坪分になっている。

上掲の①・②は自然景観に関するもので、莊園図など絵図中における河川等の絵画的表現はその状況・印象をよく伝えている一方で規模・縮尺・位置は必ずしも正確なものではなく、明らかな誤りを含む場合があると指摘されている<sup>21</sup>。したがって、単なる誤記である可能性も排除できない。しかし、③・④のように栗原寺・栖霞寺・宇智内親王御墓の記載と、栗原寺跡に建つという観空寺・清涼寺・有智子内親王墓の位置関係にも一致しない点がある。とくに、栖霞寺・宇智内親王御墓と清涼寺・有智子内親王墓の位置関係が一致しない点は問題であろう。第1図の条里界線はあくまでも図上計測に基づいており、実際の条里地割と誤差があることも考えられるが、清涼寺～桂川北岸の距離が班田図中の栖霞寺～川（桂川）間の距離に見事に一致していた点を考えると、誤差として済ますことができない問題点であるといえよう。以上の点を考え合わせれば、班田図の「川」（桂川）の記載位置に誤りがあったと即断することは避けねばならず、野山・川という自然景観を含めて葛野郡班田図に基づいた現行の復原図には再考の余地があるといわなければならない。

## 2) 景観復原図に関する試案

第1図には班田図の記載内容と東西方向のずれは見られないが、南北方向へのずれが目立っている。そのずれは清涼寺・有智子内親王墓間の距離からわかるとおり、実際には1町未満のわずかなずれでしかない。しかし、そのわずかなずれが班田図中においては1坪のずれとなって現われることを清涼寺・有智子内親王墓相互の位置関係が示していると同時に、南北の坪の並べ方、すなわち東西方向の坪界線の基準を再検討する余地が残されていることを示唆している。

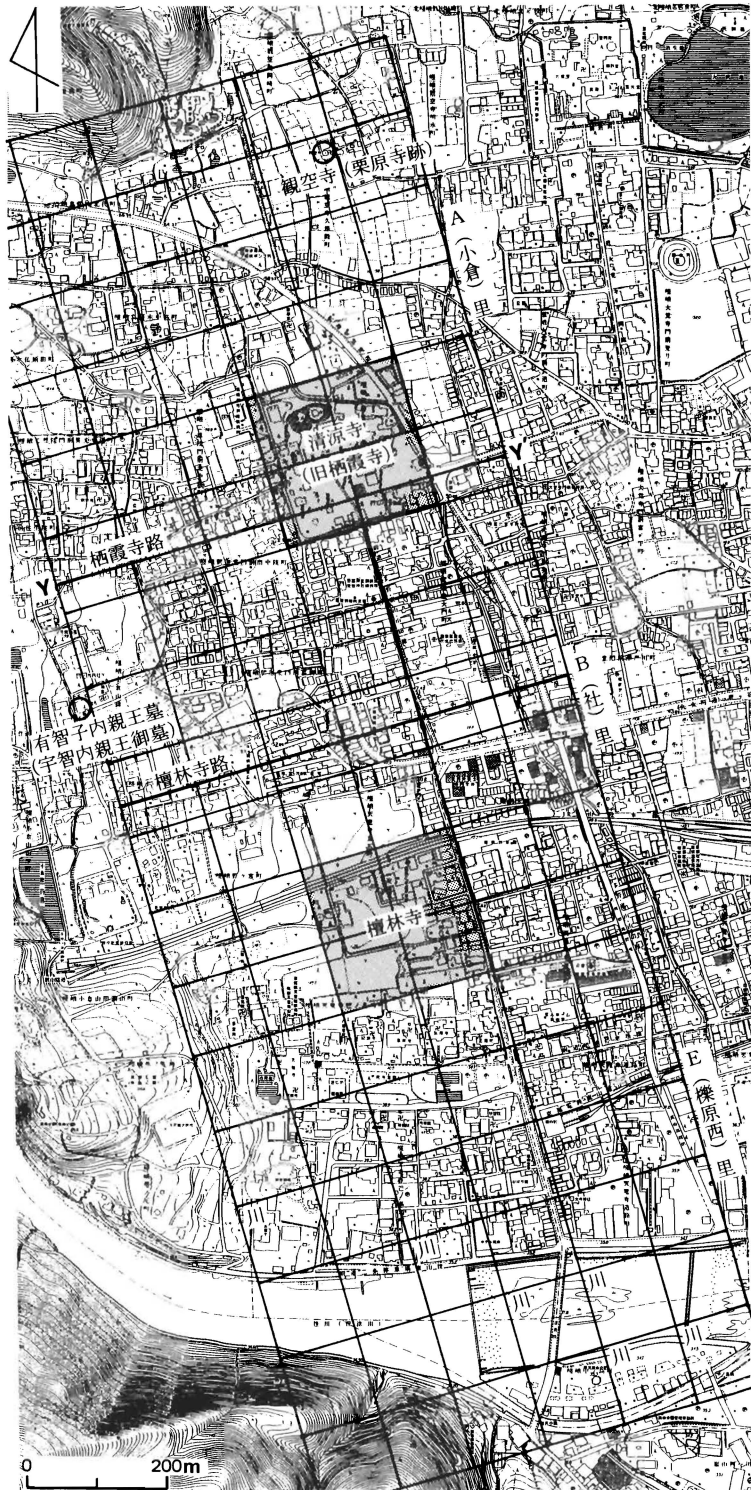
そこで、あらためて栖霞寺城南辺を現・清涼寺山門前東西街路とする条里地割の復原を行った結果が第2図である。この場合、栖霞寺路（第2図、Y-Y'）は清涼寺東部から中院町南街区の民屋の背後を通る線になる。第2図を見ると、A里2～3坪は班田図の「野山」の記載に合致するようになり、E里28・29坪の「川」が桂川北岸にかかる点は完全に解消できていないものの、第1図に比べて矛盾がより小さくなったといえよう。また、清涼寺と有智子内親王墓の位置関係も班田図の記載と矛盾しない。しかし、班田図の内容と明らかに異なる以下のような諸点が見出せる。

- ① 班田図ではA・B里にまたがって栖霞寺が記載されているが、第2図に基づく限り栖霞

寺はA里に位置することになる。

- ② 栗原寺跡の観空寺と栖霞寺跡の清涼寺の隔たりは南北2坪分で、班田図の記載より1坪分短い。
- ③ 班田図における「宇智内親王御墓」はB里13坪に記載されているが、図2の有智子内親王墓はB里12里に位置する。
- ④ 第2図における観空寺-有智子内親王墓間の距離は南北5坪分で、班田図の記載より1坪分短い。

坪単位でみたとき、班田図・第1図・第2図のすべてで全く位置が変わらないのは栗原寺（現・観空寺）のみである。栗原寺は基図の段階か



第2図 葛野郡条理の復原試案

注 檀林寺・檀林寺路の比定については本分第V章を参照。

ら記載されていたと考えられており、栗原寺の位置A里8坪は間違いのない記載であろう。それゆえ栖霞寺(清涼寺)・宇智内親王御墓(有智子内親王墓)・檀林寺・川(桂川)等の相対的な位置関係を考える際に、栗原寺(観空寺)は班田図中で唯一の定点としての役割を果たすことになる。上述①は栗原寺と栖霞寺との位置関係でいえば②のような結果となって現われてくる。また、③・④は栖霞路の記載位置が1坪分ずれていたことと関連したものと思われ、「宇智内親王御墓」の記載位置が栖霞寺との位置関係で決定されていたことを物語っている。第2図と班田図の記載位置にはすべて南北1坪分の違いがあるが、それは栖霞寺が本来の位置より1坪分南に記載されたためであり、班田図中の栖霞寺の位置を北へ1坪移動させることで解決できるのである。

以上のように、第2図は自然景観の矛盾がより小さく、班田図中の「栖霞寺・宇智内親王御墓」の相対的な位置関係をそのまま表現できる。また、現状からわかる事実と葛野郡班田図との矛盾も解消できる。したがって、第2図が事実関係から推定できる班田図の記載内容であったことになる。

#### IV 加筆者の錯誤

##### 1) 錯誤の要因

前章で検討したように、栗原寺を今日の観空寺、栖霞寺を現在の清涼寺とすると、班田図に「栖霞寺」と加筆者は「栖霞寺」の記載位置を誤ったことになる。その原因を明確に指摘することは困難であるが、少なくとも二つの要因を考えることができる。その一つは、加筆者が葛野郡班田図中に栖霞寺の位置を正しく記載するために必要な情報を班田図の記載から得られなかったという点である。828(天長5)年の班田図中にある記載をみると、山・野山・川といった自然景観に関する情報を除くと、人工的なランドマークで確実な情報は栗原寺ただ一つである。しかし、観空寺が842(承和9)年以前に創建されていた<sup>(6)</sup>と考えられることから、栖霞寺の位置を決めるランドマークにはなっていなかったと思われる。そこで問題になるのが檀林寺の記載である。既述のとおり檀林寺路の記載は明らかな加筆と判断されているが、檀林寺の記載が加筆かどうか現段階では不明である。その檀林寺は836(承和3)年頃創建され、928(延長6)年に出火し、以後衰退したといわれている<sup>(7)</sup>。栖霞寺を加筆する時点で檀林寺が寺容を保って存続していたならば、栖霞寺の位置を正しく決めるためのランドマークになったであろう。しかし、結果的に栖霞寺の位置は誤って記載されている。したがって、檀林寺がランドマークの役割を果たしたとは考えられず、栖霞寺の加筆は檀林寺衰退後のことであったと考えられる。

人工的なランドマークが見出せない以上、加筆者は自然的なランドマークに頼って栖霞寺を書き加えるほかなかったと思われる。そこで考えられるもう一つの原因は、E里28・29里に記

載された「川」を栖霞寺の記載位置を決定する基準としたということである。基図である班田図中の「川」の記載はこの2つの坪だけではない。しかし、E里28・29里の「川」はA・B里にまたがって記載された栖霞寺の中央から南へ伸びる道路の延長部に当たっていること、「川」と栖霞寺間の距離は南北9坪分（9町）で、それが現在の清涼寺と渡月橋北詰までの距離にほぼ一致していることを考え合わせると、その可能性は十分考えられよう。

## 2) 基図理解の誤り

加筆者は基図である葛野郡班田図に栖霞寺・有智子内親王墓・栖霞寺路を書き加える際、それら相互の距離・位置関係を正しく把握していたと思われる。そして、朱線のみで示された道路も加筆者が見た嵯峨野の景観の一部として相対的に正しい位置関係で記載されていた可能性が高い。すなわち、加筆された内容そのものは加筆当時の実際の景観を描写したものと考えられる。

しかし、その景観を基図に加筆する際に位置を誤り、その結果として加筆者が見たものと異なる景観を後世に書き残すことになった。その要因は明らかに基図記載の「川」を加筆当時の桂川そのものと読み誤ったことにある。第2図で示したように基図に記載された桂川は現在の流路よりも若干南を流れている。しかし、加筆当時の桂川は現在地ほぼ同じ位置を流れていたのである。つまり、加筆時の桂川流路は班田図製作時から北へ移動していたにもかかわらず、加筆者は班田図上の桂川を加筆当時の桂川と理解したのである。

桂川の流路が描かれた同時代の古地図はないが、『三代実録』および『日本紀略』などの諸記録をみると、9世紀から11世紀にかけて明らかに桂川による洪水に触れた記事は以下の4件のみである。

887年8月20日 鴨川葛野川洪波汎溢（『三代実録』）

929年7月26日 鴨川葛（野）川邊人物流亡鴨河堤潰断（『扶桑略紀裡書』）

949年8月1日 洪水東西河水汎溢（『日本紀略』）

966年閏8月19日 遣使巡檢洪水。或流失家屋烟或漂没資儲。又西獄垣為水破衝五六条。及西河渺々如海。（『日本紀略』）

4件の記事のうち、前二者が「葛野川」と記載しているのに対して、後二者は「西河」となっている。この「西河」が大堰川を指すことは『日本紀略』天曆元年3月20日の記事に「太上上皇（朱雀院）幸西河。修御禊。便幸栽松院嵯峨野。」とあることによって推定できる。また、単に「河水」とだけ記録されたものの中にも大堰川に関する記録が含まれている可能性も否定できず、いつ桂川の流路が北へ移動したのかは不明である。しかし、桂川がたびたび洪水を起こしていたであろうことは間違いのないことであろう。実際、栖霞寺が加筆された可能性が高い1101年から150～200年ほど後の「山城国嵯峨龜山殿近辺屋敷地指図」（以下、屋敷地指図と呼ぶ）に記載された桂川流路をみるとほぼ現状に近い流路が描かれているのである。





かった。ただ、B里27・28・33・34坪に記載された「檀林寺」の文字が加筆であるか否かという点に限れば、なお検討可能な余地がある。加筆が集中するB里を中心に、朱線が数多く用いられている点がそれである。朱線を用いた荘園図は少なくないが、荘域を示す界線など境界線であることが多く、「葛野郡班田図」のように道路を朱書する例はほとんど見ない<sup>(9)</sup>。しかし、界線や道路などの朱線だけでなく朱筆文字であっても、朱色の使用はある意図のもとに記載内容を強調することを企図したと考えてよからう。

「葛野郡班田図」には5本の朱線がある。そのうち1本は栖霞寺の寺域を囲い込む線で、朱筆の栖霞寺路は栖霞寺の寺域に直接つながっている。これに対して檀林寺の寺域には朱線がなく、朱筆の檀林寺路はその北を通っている。道路を示す朱線と寺域との関係という点からいえば、栖霞寺と檀林寺とは明らかに異なっている。加筆内容の中で栖霞寺が重要な位置を占めている点は異論がなかろう。加筆者も栖霞寺の重要性を認識して朱の寺域境界を書き加えたと思われる。これに対して、檀林寺の寺域を囲む朱線が書き込まれなかったということは加筆者にとって書き込む必要がないか、あるいは加筆者は栖霞寺ほどの重要性を認識していなかったと考えられる。加筆者がA里に曲路を書き加えた意図は不明であるが、この曲路も栖霞寺と何らかの関わりがあって記載されたものと考えなければならない。この点は、寺域に直接つながらない檀林寺路も同じであろう。班田図中には確かに「檀林寺」の記載があり、檀林寺路は檀林寺と関係づけられているように見えるが、栖霞寺路が直接にあるいは栖霞寺から南に伸びる道路を介して間接的に栖霞寺と関係づけられて加筆された朱線である可能性も考える必要がある。

また、道路を示す4本の朱線のうち2本は「栖霞寺路」・「檀林寺路」の文字を伴っているが、他の2本の朱線には文字が記載されていない点にも注意を向けるべきである。道路名が記されているのは東西方向の道路に限られ、南北方向の道路には名称がない。A里の曲路はともかく、栖霞寺から南へ伸びる道路は桂川と栖霞寺の距離を測る測量線にもなり、中世嵯峨野の中心街路を作ることになるきわめて重要な道路である。にもかかわらず、その道路に名称がなく東西街路に名称がつけられたということは加筆者が強く東西方向を意識していたことを示唆し、「栖霞寺路」・「檀林寺路」はそういった意識に基づいて加筆された便宜的な名称のように思われる。

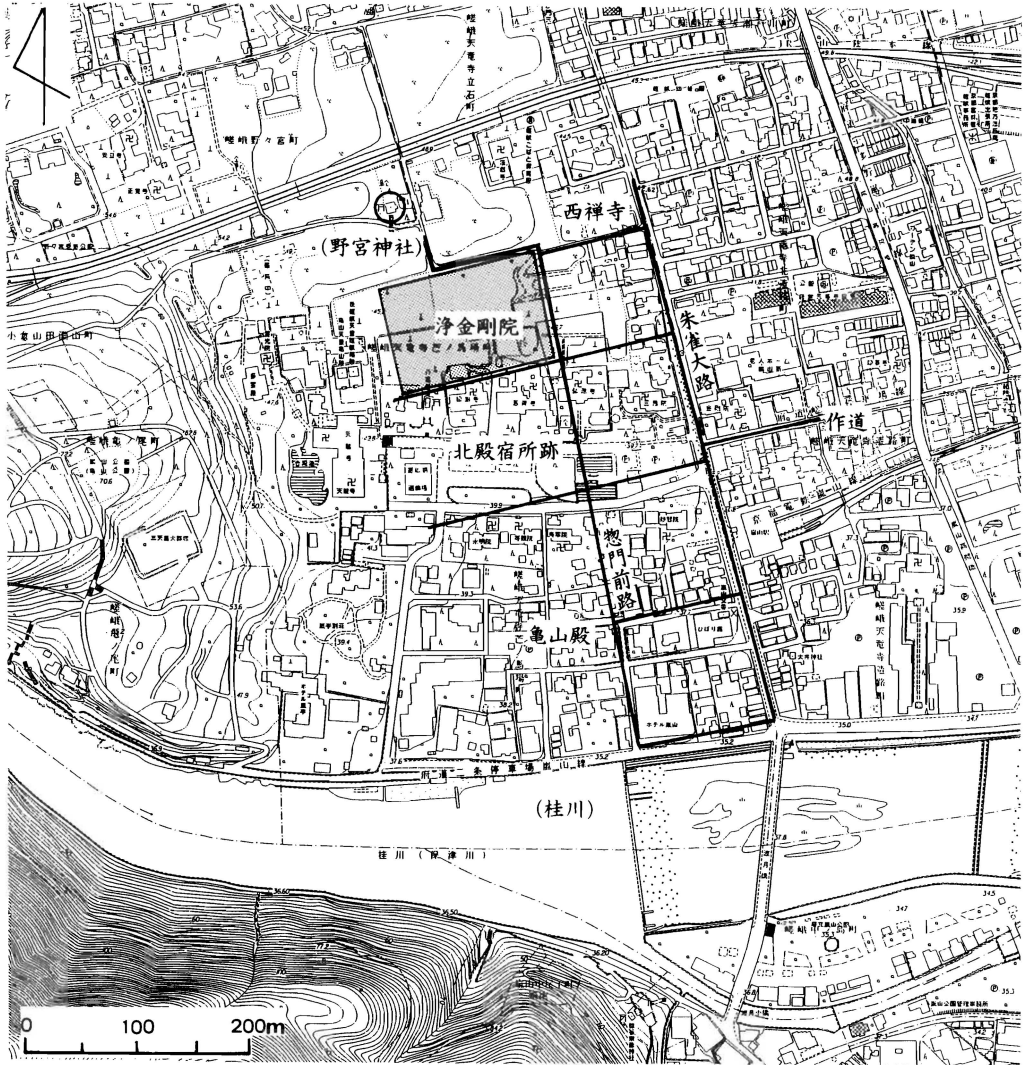
以上の点から、A・B里における加筆の中心は栖霞寺の寺域とその周辺に存在していた道路を表現する朱線であって、「栖霞寺路」・「檀林寺路」という墨書文字は「栖霞寺」の文字と合わせて朱線の説明書きのなものであると考えてよからう。したがって、檀林寺の存在や重要性を認識していなかったと思われる加筆者が栖霞寺と関係する道路の1本を「檀林寺路」と名づけて記載したのは、栖霞寺の位置を1坪南に記載したために朱線の位置が班田図中の檀林寺の記載に近くなり、便宜的に檀林寺の寺名を借用したためと考えられるのである。また、檀林寺路は檀林寺ではなく栖霞寺との関係において書き込まれた朱線であり、「檀林寺路」という道路名の加筆は班田図中の「檀林寺」の記載に依拠したものである以上、「檀林寺」の記載は朱線を加筆する時点で既にあったと考えなければならない。

## (2) 檀林寺の位置

加筆当事すでに「檀林寺」の記載があったからといって、直ちにB里27・28・33・34坪に記載された「檀林寺」の記載が早い時期に班田図に記載されていたとはいえない。明らかに加筆と認められているものの中にも異筆があることから数度にわたって加筆が繰り返されたことは間違いなく、「栖霞寺」の加筆以前にそうしたことがなかったとは断定できないからである。しかし、「檀林寺」が早い段階で加筆されたとすると、檀林寺の位置はこれまでの比定地とは若干異なるものになる。

前章で明らかにしたように、「栖霞寺」以下の加筆は1坪南にずれて記載されている。檀林寺路も栖霞寺との関連において記載されたもので、この点は同じである。すると栖霞寺路の本来の位置はB里13～18坪である。また、檀林寺の寺域は、墨書文字「檀林寺」が加筆以前から記載されていたという前提に立てば、葛野郡班田図の記載どおりB里27・28・33・34坪になる(第2図)。ここで注目すべきことは、このB里27・28・33・34坪の範囲内に檀林寺址に創建されたという浄金剛院址が入ってくることである。檀林寺址に浄金剛院が創建されたことは『増鏡』第6「おりみる雲」<sup>90</sup>に記載されている。『増鏡』は歴史物語という古典文学のジャンルに属する作品であり、亀山殿の創建を12858(正嘉2)年の記事の中で触れるなどの史実と異なっている点がある。それゆえ、史料的な信頼性に欠ける点があることは否めず、これまでも檀林寺と浄金剛院との関連性に触れることはあっても、伝承の一つという扱いであった。しかし、檀林寺の比定地を見直すとなると、『増鏡』の記述は真実味を帯びたものになってくる。

浄金剛院は「山城国臨川寺領大井郷界畔絵図」<sup>91</sup>および前出の屋敷地指図に描かれている。両図における浄金剛院の位置は一致しており、浄金剛院の現地比定は容易である。屋敷地指図によると、浄金剛院は亀山殿の北、西禅寺の南西に当たり、朱雀大路から東西34丈のブロックを隔てて通る惣門前路に面する東に四足門、南には唐門が設けられている。浄金剛院から北には野宮大路が通り、周辺には「在家」があったことが記録されている。屋敷指図の朱雀大路とは現在の天龍寺門前を南北方向に走る道路に相当している。また惣門前路は失われ、現状ではその痕跡を見出すことは困難であるが、朱雀大路から約一町を隔てて南北に走っていた。西禅寺南側を朱雀大路から惣門前路に向かい、浄金剛院北東角で矩形に曲がる道路はその形状を現在も残しており、野宮大路とは現在の野宮神社前を通る道路に該当することが分かる。以上のことから、浄金剛院は天龍寺門前南北道路から西に一町ほど入った野々宮神社の南の地点に位置していたことになる(第4図)。この位置を葛野郡班田図に置き換えるとB里34坪であり、檀林路の寺域B里27・28・33・34坪の一角を占めることになるのである。



第4図 浄金剛院の比定地  
（「山城国嵯峨龜山殿近辺屋敷指図」に基づいて作成）

## VI おわりに

本稿では近年の新たな古地図研究の動向を踏まえ、葛野郡班田図の検討を進めてきた。葛野郡班田図を解読する際の問題点は基図の班田図に「栖霞寺」等の墨書文字、朱筆による直線・曲線が加筆されていることであるが、この加筆については墨書文字に注意が集まり朱線を含めた検討が行われておらず、また加筆内容の史的信頼性という点もなおざりにされてきたといえる。そこで、基図記載の記事と加筆記事の位置関係、現地比定による各記事の位置関係

を検討した結果、加筆記事は本来の位置から南へ一町ずれて記載されていたことが明らかになった。また、加筆された朱線と墨書文字を一組の情報と理解することで課題として残されていた「檀林寺」の記載が加筆以前からのものである可能性が高いことも判明した。以上の結果をうけて葛野郡班田図に表現されている景観を再検討すると、一枚の古地図上に時代の異なる二つの景観が重なり合い、基図に描かれていた景観とも、また加筆者が見たであろう景観とも異なる景観が描出されていたことがわかる。基図の景観は作成当時の景観を写したものであろうし、加筆者が書き加えた情報も一つ一つはその当時の事実即して記載されたものであろう。しかし、加筆者は目にしてきた桂川の流路が基図の桂川と若干異なっていたことを認識せず、基図上の桂川を目前の桂川と誤認したことによって、正しく班田図上に新しい情報を書き加えることができなかった。さらに、道路を示す朱線を加筆する際に班田図中の記載に依拠して「檀林寺路」と墨書し、結果的に虚構に近い景観を古地図上に作り出してしまったのである。ただ、それを虚構というのは現代の科学の視点からである。少なくとも葛野郡班田図の加筆者とその利用者にとっては加筆された班田図の景観は嵯峨野の自然景観・人文景観そのものであったのである。

〔注〕

- (1) 古地図、絵図を用いた論文・著作は極めて数が多く、それらを網羅して示すことは困難である。そこで、以下では近年の代表的な著作のみ挙げる。  
葛川絵図研究会編 (1988) 『絵図のコスモロジー 上巻』、地人書房、294p. 葛川絵図研究会編 (1989) 『絵図のコスモロジー 下巻』、地人書房、308p. 川村博忠 (1990) 『国絵図』、吉川弘文館、247p. 金田章裕 (1993) 『古代日本の景観』、吉川弘文館、311p. 応地利明 (1996) 『絵地図の世界像』(岩波新書480)、岩波書店、229p. 金田章裕・石上英一・鎌田元一・栄原永遠男編 (1996) 『日本古代荘園図』、東京大学出版会、582p. 海野一隆 (1996) 『地図の文化史 世界と日本』、八坂書房、173p. 金田章裕 (1998) 『古代荘園図と景観』、東京大学出版会、346p. 海野一隆 (1999) 『地図にみる日本 倭国・ジパング・大日本』、大修館書店、197p. 奥野中彦編 (2000) 『荘園絵図研究の視座』、東京堂出版、342p. 黒田日出男 (2000) 『中世荘園絵図の解釈学』、東京大学出版会、423p. 黒田日出男・メアリ・エリザベス・ベリー・杉本史子編 (2001) 『地図と絵図の政治文化史』、東京大学出版会、454p.
- (2) 前掲(1)、応地利明 (1996)、p3～4。
- (3) 前掲(1)、金田章裕 (1998)、p15～19。
- (4) 本稿で用いた「山城国葛野郡班田図」は、東京大学史料編纂所編 (1998) 『日本荘園絵図聚影 2 近畿1』、東京大学出版会、所収の絵図である。
- (5) 「山城国葛野郡班田図」の詳細については、宮本教の研究成果に依拠している。宮本教 (1959) 「山城国葛野郡班田図について」、続日本紀研究第6巻第3号、p1～38。同 (1982) 「『山城国葛野郡班田図』再説」(竹内理三編『荘園絵図研究』、東京堂出版、所収)、p55～97。同 (1998) 「山城国葛野郡班田図」(『律令田制と班田図』、吉川弘文館、所収)、p99～156。
- (6) 宮本教は30舗の田図(古代荘園図)を挙げているが(前掲5)、宮本 (1998)、p100～101、参照)、35舗の古代荘園図を列挙したものもある(前掲1)、金田ほか編 (1996)、piii～iv、参照)。
- (7) 岸俊男 (1973) 「班田図と条里制」(同『日本古代籍帳の研究』、塙書房、所収)、p391～414。
- (8) 虎尾俊哉 (1961) 「口分田耕営の実態」(同『班田収授法の研究』、吉川弘文館、所収)、p341～

385. 同（1981）「律令時代の公田について」（同『日本古代土地法史論』、吉川弘文館、所収）、p185～213。
- (9) 宮本教（1955）「律令制下村落の耕地形態について—特に口分田形態を中心に—」、日本歴史86、p16～27（同『律令田制と班田図』、吉川弘文館、に再録）。
- (10) 小林昌二（1971）「古代末期の村落と農民」、日本史研究118、p3～17。
- (11) 高重進（1975）「古代の耕地と村落」（『古代中世の耕地と村落』、大明堂、所収）。
- (12) 福山敏男（1938）「山城国葛野郡の条里について」、歴史地理71-4、p60～66。
- (13) 金田章裕（1978）「平安初期における嵯峨野の開発と条里プラン」、追手門学院大学文学部紀要12、p47～67。のち、同『条里と村落の歴史地理学研究』、大明堂、に再録。同（1994a）「郡・条里・交通路」（古代学協会・古代学研究所編『平安京提要』、角川書店、所収）、p403～410。同（1994b）「遊獵空間としての野」（足利健亮編『京都歴史アトラス』、中央公論社、所収）、p38～39。
- (14) 前掲5）。このほか、宮本教（1981）「『山城国葛野郡班田図』補考」、成蹊大学一般研究報告18-1、p1～27。同（1999）「『山城国葛野郡班田図』補説」、日本歴史611、p99～102。
- (15) 西山良平（1996）「山城国葛野郡班田図」（金田章裕・石上英一・鎌田元一・柴原永遠男編『日本古代荘園図』、東京大学出版会、所収）、p197～212。
- (16) 山口英男（1993）「山城国葛野郡班田図」（東寺宝物館編『東寺とその庄園』、東寺宝物館、所収）、p97～104。同（1992）「荘園絵図調査報告5—山城国葛野郡班田図」、東京大学史料編纂所紀要3。同（1993）「荘園絵図調査報告6—山城国葛野郡班田図」、東京大学史料編纂所紀要4。
- (17) 前掲(13)、金田章裕（1978）。
- (18) 前掲(13)、金田章裕（1978）。
- (19) 前掲(5)。
- (20) 前掲(5)。
- (21) 前掲(5)。
- (22) 前掲(5)。
- (23) 前掲(13)、金田章裕（1978）。
- (24) 前掲(5)。図1によると、「宇智内親王御墓」は葛野郡条里から若干はずれた位置にある。しかし、以下では葛野郡条里内に位置するものとして述べる。
- (25) 前掲(1)、金田章裕（1998）、p289～292。
- (26) 『三代実録』貞観18年8月26日条に「以山城国葛野郡観空寺、預之定額、勅、観空寺者、嵯峨太上天皇創建、宜以其後親王源氏為檀越、永為恒例、」とある。
- (27) 檀林寺創建に関連した史料は『文徳実録』嘉祥3年5月壬午条、および『続日本後紀』承和3年閏5月壬午条・承和9年9月乙未条。また、檀林寺の火災に関連した史料は『扶桑略紀』延長6年3月13日条に「檀林寺火災。火出金堂。諸堂舎悉蕩尽、唯残塔宝藏政所町。」とある。
- (28) 前掲(5)。
- (29) 天龍寺蔵「山城国嵯峨龜山殿近辺屋敷地指図」（南北朝時代）。なお、本稿で用いた図は、東京大学史料編纂所編（1998）『日本荘園絵図聚影2 近畿1』、東京大学出版会、所収の絵図である。
- (30) 例えば、「近江国水沼村墾田地図」、「越前国足羽郡道守村開田地図」、「越前国坂井郡高串村東大寺大修多羅供分田地図」、「越前国糞置村開田地図」、「越後国奥山庄与荒河保和与絵図」、「近江国菅浦与大浦下庄絵図」、「薩摩国伊作荘日置北郷下地中分図」等々がある。
- (31) 例えば、「賀勢田荘絵図」が道路を朱色に彩色している。しかし、この図は近世に作成されたもので、本稿で扱った絵図とは時代が大きく異なり、参考にはならない。
- (32) 岡一男校注（1948）『増鏡』（日本古典全書）、朝日新聞社、を使用した。

- (33) 亀山殿の完成年は不明であるが、後嵯峨上皇の亀山殿移徙について『百鍊抄』建長7(1255)年10月10日条に「於仙洞有嵯峨御所亀山殿御移徙定事」とある。
- (34) 天龍寺蔵「山城国臨川寺領大井郷界畔絵図」。なお、本稿では東京大学史料編纂所編(1998)『日本荘園絵図聚影2 近畿1』、東京大学出版会、所収の絵図を参照した。

(わたなべ ひでかず 史学科)

2001年10月17日受理

